## 平成31年度

# 予算概算要求の概要 消費・安全局動物衛生課

平成30年8月

## 農林水産省

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、**高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底** するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

#### <政策目標>

- ○家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の徹底
- ○地域における産業動物獣医師の育成・確保

## く事業の内容>

## 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,509(4,849)百万円

- ①農場の生産性向上に向けて、EBL(牛の血液の病気)や牛ウイルス性下痢・ 粘膜病等に対する家畜衛生対策、**管理獣医師による衛生管理指導の実施**等を 支援するとともに、**家畜保健衛生所等の精度管理体制**を整備します。
- ②口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法 に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付を行います。

## 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 474(402)百万円

○動物検疫所において、人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を 防止するため、入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、靴 底消毒の継続的な実施等、水際での防疫措置の徹底を図ります。

#### 3. 産業動物獣医師の育成・確保 249(189)百万円

○産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者・獣医学生に対する 修学資金の貸与、獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、 女性獣医師等の産業動物分野への就業支援、産業動物診療効率化のための情 報通信機器を用いた診療の試行的な導入等を実施します。

## 4. 水産防疫体制の充実・強化 107(63)百万円

- ①防疫対策の強化を図るための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延 防止等に係る技術開発、魚病診断機関における診断体制の構築等を行います。
- ②モデル地域における関係者が一体となって行う**防疫体制整備**の取組を支援します。

## <事業の流れ>

玉

定額、1/2以内

委託

負担(10/10、1/2)

交付(10/10、1/2)

民間団体等

(11の事業の一部、41の事業)

民間団体等

(1①の事業の一部、3、4②の事業)

都道府県

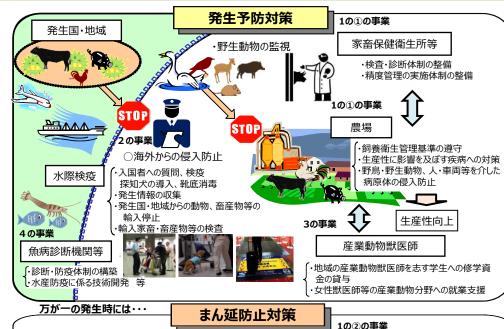
家畜の所有者

(12の事業)

(1②の事業)

「お問い合わせ先〕

## く事業イメージ>



○発生時の迅速・的確な防疫措置 家畜保健衛生所 防疫に要する経費及び手当金等 損失に対する支援 発生農場 早期発見 早期通報

- ・処分、焼却・埋却、消毒
- 移動制限と衛生条件の確認による畜産物等の出荷
- 清浄性確認のための検査
- ・感染経路の調査 等

(1、2の事業)消費・安全局動物衛生課

(03-3502-5994)

(3、4の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2103)

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。 また、HACCPの考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理(農場HACCP)への取組を強化**することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上 と消費者の信頼を確保します。

#### く政策目標>

①家畜の伝染性疾病の感染拡大防止・清浄化の推進、②地域一体となった農場の生産性向上に向けた家畜衛生対策への意識向上、③生産者による飼 養衛生管理の向上、④吸血昆虫が媒介する流行性疾病の発生予防、⑤農場HACCPに関する取組農場の拡大意欲ある担い手の育成・確保

## く事業の内容>

## 1. 疾病清浄化支援対策 [拡充]

- ① 全国流行疾病対策: 牛のヨーネ病、EBL(牛の血液の病気)、牛ウイル ス性下痢・粘膜病に対し、感染拡大の防止及び清浄化を推進するため、**移動予** 定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援するとともに、国内での豚 コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。
- ② 地域生産性向上衛生対策:地域で課題となっている生産性に影響を及ぼす疾 病による損耗軽減に向け、関係者一体となった取組を推進するため、地域カル テ・農場カルテの作成、管理獣医師による衛生管理指導等を支援します。

### 2. 農場飼養衛生管理強化·疾病流行防止支援対策

○ 生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生 指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的 なワクチン接種の取組を支援します。

## 3. 農場HACCP導入推進強化事業「拡充」

玉

に定量的に分析し、広く紹介・周知するとともに、農場指導員の養成を行います。 加えて、海外のバイヤー等に農場HACCPについて周知し、海外からの農場 HACCP認証農場の視察を受け入れます。

#### <事業の流れ>

定額、1/2以内

民間団体等

## <事業イメージ>

〈事業1の②:地域生産性向上衛生対策〉

## 関係者の連携

▶生産者、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師等が連携し課題を共有

## 農場カルテ・地域カルテの作成

▶農場及び地域における現状と課題の把握、地域検討会における多角的検討

## 対策計画の作成

カルテを踏まえた対策計画の策定

#### 対策の確立・推進(拡充内容)

■カルテを踏まえた管理獣医師によるコンサルティング

疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上



優良モデル確立 全国的に横展開

#### <事業3:農場HACCP導入推進強化事業>

経営メリットを定量的に示して、生産する畜産物の品目ごとの取組内容を広く紹介・周知

#### 対海外向け広報・周知

・海外のバイヤー等への農場HACCPの周知 (多言語パンフレット、HPの作成等)

・海外からの農場HACCP認証農場 の視察受け入れ

#### 農場指導員の養成

農場HACCPの認証が増加している畜産が盛ん な地域における指導体制を強化するため、

農場指導員を養成

横展開を図り、農場HACCPに取組む農場の裾野を広げる

「お問い合わせ先〕消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。また、牛の結核病及びブルセラ病について、平成30年度から開始している**清浄性確認サーベイランスを継続し、清浄化を達成**します。(なお、平成31年度から死亡牛のBSE検査について①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛について対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げる予定で食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に諮問し、見直しを行っています。)

## <政策目標>

- ○死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認
- ○我が国における牛の結核病及びブルセラ病の清浄化を達成

## く事業の内容>

## 1. 死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する 助成

- 死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び 同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。
- 2. 牛の結核病・ブルセラ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用 の助成
- 牛の結核病及びブルセラ病の**清浄性確認サーベイランスを実施**する際に、検査対象となった牛の飼養者に対し、**検査に要する費用を助成**します。

## <事業の流れ>



## く事業イメージン

【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢:48か月齢以ト→96か月齢以上(諮問中)

【牛の結核病・ブルセラ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用の助成】



[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

豚流行性下痢のワクチン等について、**需要急増時に備えた保管**を支援します。

## <政策目標>

- ○動物用ワクチン等の需要急増時に備えた流通体制の整備
- ○動物用ワクチン等の保管支援及び緊急時における安定供給の推進

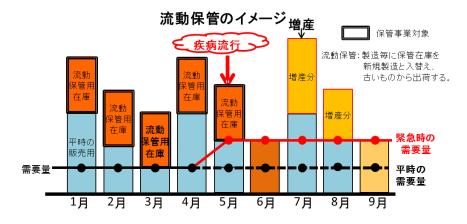
## く事業の内容>

#### 1. 緊急時ワクチン等流通体制整備

○ **保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定の実施**とともに、緊急時における動物 用ワクチン等の流通体制の整備を支援します。

#### 2. 動物用ワクチン等保管費

○ ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費、冷蔵装置の整備等を支援します。



## <事業の流れ>



## く事業イメージ>



[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

## <対策のポイント>

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の監視·早期診断体制を整備します。

## <政策目標>

①家畜の伝染性疾病の検査用試薬の製造・配布、②診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析、③家畜の伝染性疾病の診断体制強化、④全国の家畜保健衛生所等(168か所)における検査精度を向上 [平成32年度まで]、⑤野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病の調査・監視体制の整備

## く事業の内容>

## 1. 家畜伝染病検査·監視体制整備推進事業 [拡充]

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布 口蹄疫、鳥インフルエンザの防疫上重要な疾病の診断体制の整備に資するよう、 防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、 病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的 確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。
- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
  □蹄疫について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定 診断能力を強化します。

#### 2. 野生動物監視体制整備事業

○ 捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、**家畜の伝染性疾病(ヨーネ病、CWD、豚コレラ、オーエスキー病、ニューカッスル病等)の感染状況を調査**します。

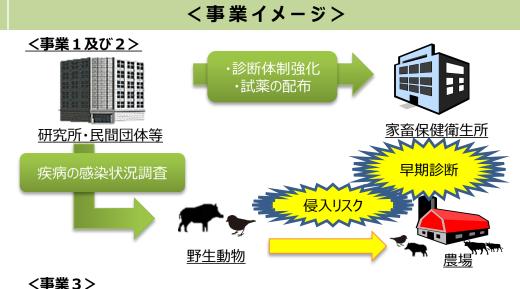
#### 3. 家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業 [拡充]

○ 全国の家畜保健衛生所等(168か所)に対して外部精度管理調査を実施するとともに、**精度管理に関する講習会を開催**します。

## <事業の流れ>



民間団体等



[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

家畜保健衛生所

事業実施主体

⑤結果判定

⑦結果を踏まえた改善指導

③試験実施

(必要に応じて) 現地調査の実施

①試料作製

④試験結果送付

②試料送付

⑥判定結果送付

## 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費

【平成31年度予算概算要求額 10(11)百万円】

#### く対策のポイント>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、**馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止**します。馬ピロプラズマ病は ダニによって媒介されるため、**競技場のダニの生息調査及び駆除**を実施します。

## <政策目標>

- ○我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- ○円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

## く事業の内容>

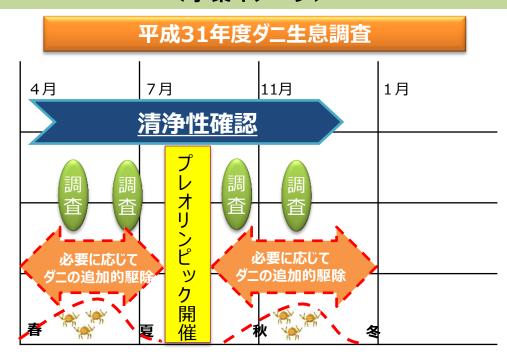
## 馬術競技場におけるダニの清浄性確保作業

- ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において馬術競技の会場となる 馬事公苑及び海の森公園を対象区域とし、**ダニが活動する春及び秋にダニの 生息調査を実施**します。
- ②ダニの生息調査後、ダニが確認された区域及び駆除が必要と判断された区域を 対象に、ダニの駆除を実施します。
- ③平成30年度までに実施されたダニの生息調査及び駆除によって確認された競技場の清浄性を、大会が終了するまで維持・確保します。

## <事業の流れ>



## く事業イメージン



- ○ダニの種類により活動時期が異なるため、複数回の生息確認を行う必要。 ○名4のグニは素(4月時)から活動を開始し、名には沈熱化する傾向。
- ○多くのダニは春(4月頃)から活動を開始し、冬には沈静化する傾向。

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課(03-3502-8295)

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、OIE認定施設の国際的な活動を支援します。

## <政策目標>

- ○ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化
- ○動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

## く事業の内容>

## 1. OIE認定施設の国際的な活動の支援[拡充]

○ OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、OIE認定機関によるセミナーの開催費、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

## 2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

○ ISO 17025の認証を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検 費用を支援します。

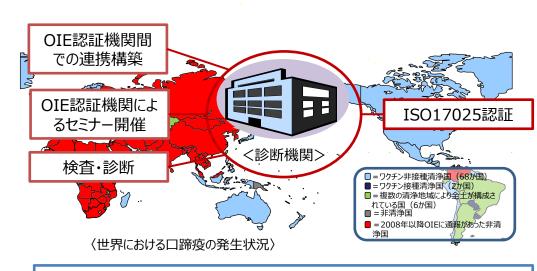
#### <事業の流れ>





民間団体等

## く事業イメージ>



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加



我が国で未発生又は発生が稀となっている疾病に対しても 迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

## く対策のポイントン

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の**家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止**を図ります。

## く政策目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

## く事業の内容>

## く事業イメージ>

## 1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
- ② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
- ③ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額 等の全部又は一部について国が負担します。

## 2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼 却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併 せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家 畜に対して支払われる補償金などを交付します。

## <事業の流れ>

(負担率:① 10/10、1/2、②~④1/2(法律補助))

交付

都道府県

1

2

発生予防の取組

モニタリング検査、農

場の立入検査飼養

衛生管理指導等に

要する経費

却にする経費、患畜・疑 似患畜の手当金

(対象:家畜の所有者)

設置等に要する経費

(対象:都道府県)

玉

交付率:10/10、1/2

評価額: ①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10

②上記以外の疾病 4/5、1/3

家畜等の所有者

家畜伝染病予防費負担金 患畜処理手当等交付金

> 発生状況確認のた めの検査、家畜等の 患畜・疑似患畜の焼埋 移動・搬出制限、患 畜・疑似患畜の焼埋 却、消毒ポイントの

> > まん延防止の取組

「お問い合わせ先〕消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

## 家畜衛生の推進(ソフト)

## 【平成31年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,221(2,038)百万円の内数】

## く対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備**や生産性を阻害する疾病による**被害の低減対策等の取組** を進めます。

#### く政策目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を 0 件とすること

## く事業の内容>

#### 1. 監視体制の整備 [拡充]

家畜保健衛生所において検査精度を担保する上で不可欠な検査機器の整備 及び校正を支援します。

## 2. 危機管理体制の整備

防疫演習の実施や病性鑑定ネットワーク体制の構築等の取組を支援します。

### 3. 家畜衛生対策による生産性向上の推進

○ 地域で課題となっている生産性を阻害する疾病について、関係者が一体となった 衛生対策の仕組みづくり等により、疾病による損失防止の取組を支援します。

#### 4. 畜産物の安全性向上

○ 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理(農場 HACCP)の普及・定着等による畜産物の高付加価値化の取組を支援します。

#### 5. 農場バイオセキュリティの向上

○ 地域一体となった、農場のバイオセキュリティの向上による経営安定の取組を支援 します。

#### <事業の流れ>

交付(9/10以内、1/2以内、1/3以内)



市町村、農業者団体等

## く事業イメージ>

監視体制の整備 適切に精度管理を行うために不可欠な 検査機器の整備及び校正の実施等

> 都道府県 市町村、農業者団体等

安全性向上 農場HACCPの普及・定着等

畜産物の

危機管理体制の整備

防疫演習の実施等

家畜衛生対策による 生産性向上の推進

飼養衛生管理の改善・向上の指導等

農場バイオセキュリティの向上

野生動物の侵入防止対策等

家畜保健衛生所等が行う、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の 発生・まん延防止のための適切な対応を支援!





(鳥インフルエンザ及び豚流行性下痢の症状)

「お問い合わせ先〕消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

## 家畜衛生の推進(ハード)

## 【平成31年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,221 (2,038) 百万円の内数】

## く対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備や、地域における疾病のまん延を防止するために必要な施設整備の取組**を支援します。

## <政策目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を 0 件とすること

## く事業の内容>

## 1. 高度バイオセキュリティ対応施設の整備 [拡充]

○ 家畜保健衛生所等において、家畜の伝染性疾病の発生時に迅速な病性鑑定 を実施し正確な診断結果を得るため、**高度なバイオセキュリティを完備した検査** 施設や、遺伝子専用検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄 物処理等の関連施設及び**精度管理に係るマニュアルの作成や検査データの管** 理等を行う精度管理関連施設の整備を支援します。

## 2. 地域における車両消毒施設の整備

## 3. BSE検査対象死亡牛の一時保管施設の整備 [新規]

○ **BSE検査対象となる死亡牛の**範囲の見直しにより検査対象頭数が減少することに対応して、一時保管施設を集約する場合、その**一時保管施設の整備**を支援します。

## <事業の流れ>



市町村、農業者団体等

## く事業イメージ>

## <精度管理関連施設の整備>

適切に精度管理を行うために不可欠な

- 標準作業書等の作成、保管
- ・検査データの管理

等を実施するための施設を整備

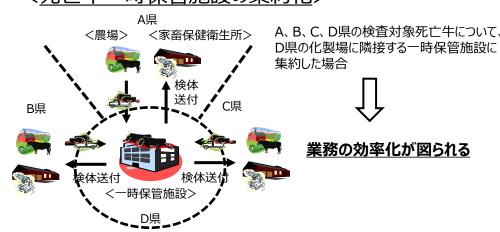


要領等の作成・保管

精度管理が義務付けられると

- ・大量かつ多様なデータの一括管理
- ・データの信頼性確保のため、セキュリティの強化が必要

## <死亡牛一時保管施設の集約化>



[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292)

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止するとともに、農畜産物の輸出促進に貢献すべく、動物検疫体制の充実強化を図ります。

## <政策目標>

- ○輸出促進の前提ともなる、家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底
- ○輸出手続の簡素化

## く事業内容>

訪日外国人旅行者の急増等により、海外との人や物の往来が活発化している一方で、海外では口蹄疫、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が拡大し、我が国への疾病の侵入が危惧されています。動物検疫所では、動物検疫体制の充実強化を図り、家畜の伝染性疾病の侵入をより効果的・効率的に防止するとともに、輸出促進を図るため、証明書の電子化による輸出手続の簡素化に取り組んでいます。主な拡充内容は以下のとおり。

## 1. 家畜の伝染性疾病の侵入防止(事務費) [拡充]

急増する訪日外国人旅行者等への対策として、

- ① **動植物検疫探知犬を羽田空港に1頭増頭**し、旅行者の携帯品の検疫体制を強化します。
- ② 旅客の靴底消毒を継続して実施するため、成田空港及び羽田空港における 靴底消毒マットの環境整備を実施します。

#### 2. 輸出手続の簡素化(事務費) [拡充]

電子証明書の発行に係るシステムについて、設計及び開発を行い、輸出手続の 簡素化・迅速化に取り組みます。

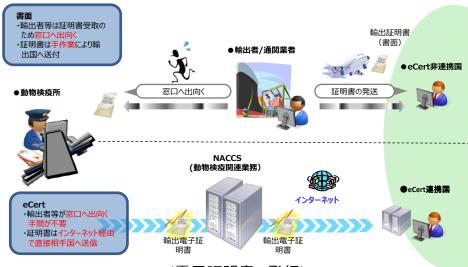
## く事業イメージン





く検疫探知犬>

<靴底消毒マット>



<電子証明書の発行>

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課(03-3502-8295)